

# 病院事業だより

## ⑭市立病院における診療放射線室の役割

～市民の皆さんと未来の病院事業と一緒に考えるため、登米市病院事業についてシリーズで紹介します～

### ■市立3病院における診療放射線室の役割

診療放射線技師は、医師の指示のもと、適切な機器により撮影した画像を提供し、医師の診断に対する補助として重要な役割を担っています。

市立3病院の診療放射線室には、共通設備として一般(エックス線)撮影装置、エックス線TV(透視・造影)装置、CT(コンピュータ断層)装置、骨塩定量検査装置などを設置しています。その他、地域の基幹病院となる登米市民病院には、マンモグラフィ(乳房撮影)装置、MRI(磁気共鳴画像)装置を設置し、各種放射線検査に対応するとともに、地域の医療機関からCT検査やMRI検査の依頼を受けるなど、地域の一次診療にも貢献しています。

また、検査を行う際は、症状や疾病の種類、妊婦や幼児などへの被ばくの影響なども総合的に判断し、適切な機器を用いて撮影を行うとともに、技師は撮影技術の向上を目指し、各種研修への参加などにより日々研さんに努めています。

### Interview



市民病院診療放射線室 石丸 昇 診療放射線技師長

登米市民病院では、通常CT検査やMRI検査の画像診断は、東北大学病院放射線診断科に依頼し、おおむね4日

以内に報告書が届きますが、当院の医師が迅速な診断が必要と判断した場合は、365日24時間体制で、契約している遠隔画像診断サービスを使って2時間以内に報告書が届くシステムで運用しています。適切な診断と併せて、早期発見、早期治療につなげられるよう、スタッフ一同が心掛けています。

## 各種撮影装置の紹介



【エックス線TV装置】エックス線を使って、目的部位を直接観察しながら、検査・治療を行うことができます



【骨塩定量検査装置】わずかなエックス線を用いて骨密度を測定し、骨粗しょう症などの状態を測定します



【CT装置とMRI装置】形は似ていますが、CTはエックス線、MRIは磁力と電波を用いて撮影します。それぞれの長所を生かし、撮影する機器を選択しています



【マンモグラフィ装置】乳腺などの微細な病変を検出できる装置です。当院では、最新の機器により撮影した画像を用いて、専門医の適切な診断・治療につなげています

【問い合わせ】登米市民病院管理課 ☎0220(22)5511



### 呉地 正行

日本雁を保護する会会長  
神奈川県出身。絶滅の危機にひんしたガン類の渡りと生息地回復に取り組み、水田の生物多様性の向上や渡り鳥の生息地としての質の向上を目指す活動、湿地を生息地とする鳥類の国際的な保全活動などが評価され、2022年、日本人初のラムサール賞・ワズユース(湿地の賢明な利用)部門を受賞。



### 大和田 彩可

気象予防士/防災士  
岩手県出身。自然災害への関心から、看護師として働きながら気象予報士試験に合格。民間気象会社にてラジオ出演などに携わった後、ウェザーマップに所属。災害情報に加えて、天気の面白さや生活に役立つ健康情報を伝えられる「お天気ナース」を目指す。

【日時】3月12日(日)午後2時  
【場所】豊里公民館(中ホール)  
【内容】講演第一部「呉地正行氏「命羽ばたく登米の空」ガンとトキに選ばれる里地づくりに」▼講演第二部「大和田彩可氏「気候変動のいまと未来」みんなの地球を守るために」  
【定員】100人  
【申込方法】電話、メールまたはファクシミリで申し込みください  
【申し込み・問い合わせ】市民生活部環境課(環境政策係) ☎0220(58)5553 ☎0220(58)3345  
✉kanky@city.tome.nyagi.jp

本市に広がる豊かな自然は、決して当たり前の風景ではありません。例えば、50年前、絶滅の危機にひんしていたガン類ですが、保護活動の結果、今では本市の冬の風物詩となっています。しかし、地球温暖化が進行すると再びその姿が消えるかもしれませぬ。本市の貴重な自然を将来に渡って保全していくために、人と自然が共生する地域

づくりについて、一緒に考えてみませんか。今回、長年にわたりガン類やその生息地の保全などの活動が評価され、昨年ラムサール賞を受賞した呉地正行氏と「OH!パンデス」お天気コーナーでおなじみの気象予報士、大和田彩可氏を講師に迎え、2部構成で講演会を開催します。入場は無料です。ぜひご来場ください。



Information 05

## 「人と野生動物の共生を考えるつどい」を開催

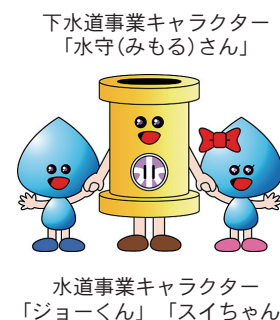
Information 06

## 下水道の早期接続と排出汚水量の認定制度

下水道に早めの接続を  
下水道が整備されている地域に住んでいる人は、下水道に接続することで、家庭内雑排水が直接側溝に流れないため、悪臭などが無くなり、水路や河川の水質が改善します。公共用水域をきれいにし、自然環境を保全するためにも、早めの接続をお願いします。

### 排出汚水量認定制度

水道水以外(井戸水など)を生活用水として使用している人、下水道に一部のみ接続している人、製造業などの事業を営む人で、水道水の使用量と下水道に流す汚水量が大きく異なる場合は、排出汚水量の認定制度により、下水道使用料を算定します。排出汚水量の認定申請をする人は「排出汚水量申告書」を提出してください。申告書は、上下水道部経営総務課(市役所登米庁舎1階)に備え付けてあるほか、上下水道部公式ホームページからダウンロード



下水道事業キャラクター「水守(みもる)さん」

水道事業キャラクター「ジョーくん」「スイちゃん」

ドできます。  
【排出汚水量の認定制度に該当するケース】▼水道水以外を生活用水として使用している▼水道水を次の用途で使用している①牛や豚などの畜舎で使用している②出荷用に、年間を通してビニールハウスなどで野菜や花き栽培に使用している③製造業などで製品に多量の水を使用している④育苗などで一時的に多量の水を使用している(原則として1カ月分のみ)  
※新規の申請は、随時受け付けています  
※現在認定を受けている人も、年度ごとに「排出汚水量申告書」の提出が必要です  
【申し込み・問い合わせ】上下水道部経営総務課(業務係) ☎0220(52)3311